

昭和四十六年法律第四十号

民事訴訟費用等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 裁判所に納める費用

第一節 手数料（第三条―第十条）

第二節 手数料以外の費用（第十一条―第十三条の二）

第三節 費用の取立て（第十四条―第十七条）

第三章 証人等に対する給付（第十八条―第二十八条の三）

第四章 雑則（第二十九条・第三十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続、行政事件訴訟手続、非訟事件手続、家事審判手続その他の裁判所における民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続（以下「民事訴訟等」という。）の費用については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

第二条 民事訴訟法（平成八年法律第九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（当事者又は事件の關係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 次条の規定による手数料 その手数料の額（第九条第二項の規定により還付される額があるときは、その額を控除した額）

二 第十一条第一項の費用 その費用の額

三 執行官法（昭和四十一年法律第一百一十一号）の規定による手数料及び費用 その手数料及び費用の額

四 当事者等（当事者若しくは事件の關係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が口頭弁論又は審問の期日その他裁判所が定めた期日に出頭するための旅費、日当及び宿泊料（親権者以外の法定代理人、法人の代表者又はこれらに準ずる者が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料） 次に掲げるところにより算定した旅費、日当及び宿泊料の額

イ 旅費

(1) 旅行が本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）第二条

第一項第四号に規定する本邦をいう。以下同じ。）と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間のものを含まない場合においては、当事者等の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所と出頭した場所を管轄する簡易裁判所の主たる庁舎の所在する場所との間の距離を基準として、その距離を旅行するときには通常要する交通費の額として最高裁判所が定める額（これらの場所が同一となるときは、最高裁判所が定める額）。ただし、旅行が通常の経路及び方法によるものであること並びに現に支払った交通費の額が当該最高裁判所が定める額を超えることを明らかにする領収書、乗車券、航空機の搭乗券の控え等の文書が提出されたときは、現に支払った交通費の額

(2) 旅行が本邦と外国との間のものを含む場合において、当該旅行が通常の経路及び方法によるものであるときは、現に支払った交通費の額（当該旅行が通常の経路又は方法によるものでないときは、証人に支給する旅費の例により算定した額）

ロ 日当 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）に現に要した日数に応じて、最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する日当の例により算定した額

ハ 宿泊料 出頭及びそのための旅行（通常の経路及び方法によるものに限る。）のために現に宿泊した夜数に応じて、宿泊地を区分して最高裁判所が定める額。ただし、旅行が通常の経路若しくは方法によるものでない場合又は本邦と外国との間のものを含む場合には、証人に支給する宿泊料の例により算定した額

五 代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。以下この号において同じ。）が前号に規定する期日に出頭した場合（当事者等が出頭命令又は呼出しを受けない期日に出頭した場合を除く。）における旅費、日当及び宿泊料（代理人が二人以上出頭したときは、そのうちの最も低額となる一人についての旅費、日当及び宿泊料） 前号の例により算定した額。ただし、当事者等が出頭した場合における旅費、日当及び宿泊料の額として裁判所が相当と認める額を超えることができない。

六 訴状その他の申立書、準備書面、書証の写し、訳文等の書類（当該民事訴訟等の資料とされたものに限る。）の作成及び提出の費用 事件一件につき、事件の種類、当事者等の数並びに書類の種類及び通数（事件の記録が電磁的記録で作成されている場合にあっては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したときのその通数）を基準として、通常要する書類の作成及び提出の費用の額として最高裁判所が定める額

七 官庁その他の公の団体又は公証人から前号の書類の交付を受けるために要する費用 当該官庁等に支払うべき手数料の額に交付一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額

八 第六号の訳文の翻訳料 用紙一枚につき最高裁判所が定める額

九 文書又は物（裁判所が取り調べたものに限る。）を裁判所に送付した費用 通常の方法により送付した場合における実費の額

十 民事訴訟等に関する法令の規定により裁判所が選任を命じた場合において当事者等が選任した弁護士又は裁判所が選任した弁護士に支払った報酬及び費用 裁判所が相当と認める額

十一 裁判所が嘱託する登記又は登録につき納める登録免許税 その登録免許税の額

十二 強制執行の申立て若しくは配当要求のための債務名義の正本若しくは記録事項証明書の交付、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十四条第一項第二号の書面の交付若しくは同項第三号の電磁的記録の提供、執行文の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十九条の規定により送達すべき書類の交付若しくは電磁的記録の提供を受けるために要する費用 裁判所その他の官庁又は公証人に支払うべき手数料の額に交付又は付与一回につき第一種郵便物の最低料金の二倍の額に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額を加えた額

十三 公証人法第四十八条の規定により公証人がする書類又は電磁的記録の送達のために要する費用 公証人に支払うべき手数料及び送達に要する料金の額

十四 第十二号の交付若しくは付与を受け、又は前号の送達を申し立てるために裁判所以外の官庁又は公証人に提出すべき書類で官庁等の作成に係るものの交付を受けるために要する費用 第七号の例により算定した費用の額

十五 裁判所が支払うものを除き、強制執行、仮差押えの執行又は担保権の実行（その例による競売を含む。）に関する法令の定めるところにより裁判所が選任した管理人又は管財人が受ける報酬及び費用 当該法令の規定により裁判所が定める額

十六 差押債権者が民事執行法第五十六条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の許可を得て支払った地代又は借賃 その地代又は借賃の額

十七 第二十八条の二第一項の費用 同項の規定により算定した額

十八 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百八十五条（同法その他の法令において準用する場合を含む。）の規定による通知を書面とした場合の通知の費用 通知一回につき第一種郵便物の最低料金に書留料を加えた額の範囲内において最高裁判所が定める額

第二章 裁判所に納める費用

第一節 手数料

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、民事訴訟法第三百三十二条の十第一項（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用する方法（以下単に「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により行うことができるものとされている申立てであつて、別表第二の上欄に掲げるもの（以下「特定申立て」という。）をする場合には、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

3 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者（第三号に掲げる場合において消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第四十九条第二項の規定により届出消費者が異議の申立てをしたときは、その届出消費者）は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額（当該申立てが第一号の和解の申立てに係るものである場合に於ては二千元を、当該申立てが同号の支払督促の申立てに係るものである場合に於ては別表第二の十一の項イに掲げる額を、それぞれ超えない部分に限る。）を控除した額の手数料を納めなければならない。

一 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

二 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十二條第一項（同法第二十三條第二項及び第二十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により労働審判手続の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

三 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十六条第一項の規定により債権届出の時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

4 一の判決に対して上告の提起及び上告受理の申立てをする場合において、その主張する利益が共通であるときは、その限度において、その一方について納めた手数料は、他の一方についても納めたものとみなす。一の決定又は命令に対して民事訴訟法第三百三十六條第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の提起及び同法第三百三十七條第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による抗告の許可の申立てをする場合も、同様とする。

5 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百四十八條第四項本文の規定により破産手続開始の申立てと同時に免責許可の申立てをしたものとみなされたときは、当該破産手続開始の申立てをした者は、免責許可の申立ての手数料をも納めなければならない。

（訴訟の目的の価額等）

第四条 別表第一及び別表第二において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八條第一項及び第九條の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3 一の訴えにより財産権上の請求でない請求とその原因である事実から生ずる財産権上の請求とをあわせてするときは、多額である訴訟の目的の価額による。

4 第一項の規定は、別表第二の十一の項イの手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

5 民事訴訟法第九條第一項の規定は、別表第一の一三の項及び一三の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている額について準用する。

6 第一項及び第三項の規定は、別表第一の一四の項及び一四の二の項の手数料の額の算出の基礎とされている価額について準用する。

7 前項の価額は、これを算定することができないか又は極めて困難であるときは、百六十万円とみなす。

（手数料を納めたものとみなす場合）

第五条 民事訴訟法第三百五十五條第二項（第三百六十七條第二項において準用する場合を含む。）、「民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十九條（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第十八條第二項（第十九條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百七十二條第三項（同法第二百七十七條第四項において準用する場合を含む。）、第二百八十條第五項若しくは第二百八十六條第六項の訴えの提起の手数料については、前の訴えの提起又は調停の申立てについて納めた手数料の額に相当する額を、納めたものとみなす。

2 前項の規定は、民事調停法第十四條（第十五條において準用する場合を含む。）の規定により調停事件が終了し、又は同法第十八條第四項の規定により調停に代わる決定が効力を失つた場合において、調停の申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求についてする借地借家法（平成三年法律第九十号）第十七條第一項、第二項若しくは第五項（第十八條第三項において準用する場合を含む。）、第十八條第一項、第十九條第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二十條第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（平成二十五年法律第六十一号）第五條第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による申立ての手数料について準用する。

（手数料未納の申立て）

第六条 手数料を納めなければならない申立てでその納付がないものは、不適法な申立てとする。

（裁判所書記官が保管する記録の閲覧、謄写等の手数料）

第七条 別表第三の上欄に掲げる事項の手数料は、同表の下欄に掲げる額とする。

（納付の方法）

第八条 次に掲げるものの手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めなければならない。ただし、申立てを書面をもつてすることができる場合であつて、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めることができる。

一 特定申立て

二 別表第三の一の項から三の項までの上欄に掲げる事項であつて特定申立てに係る事件に関するもの

2 前項の手数料以外の手数料は、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼つて納めなければならない。ただし、最高裁判所規則で定める場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

（過納手数料の還付等）

第九条 手数料が過大に納められた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、過大に納められた手数料の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

2 次の各号に掲げる申立てについてそれぞれ当該各号に定める事由が生じた場合においては、裁判所書記官は、申立てにより、納められた手数料の額（第五条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）から納めるべき手数料の額（同条の規定により納めたものとみなされた額を除く。）を控除した金額の金銭を還付しなければならない。

一 訴え若しくは控訴の提起又は民事訴訟法第四十七条第一項若しくは第五十二条第一項の規定若しくはこれらの規定の例による参加の申出、口頭弁論を経ない却下の裁判の確定又は最初にすべき口頭弁論の期日の終了前における取下げ

二 民事調停法による調停の申立て、却下の裁判の確定又は最初にすべき調停の期日の終了前における取下げ

三 労働審判法による労働審判手続の申立て、却下の裁判の確定又は最初にすべき労働審判手続の期日の終了前における取下げ

四 借地借家法第四十一条（大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第五条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の事件の申立て、借地借家法第四十一条の事件における参加の申出（申出人として参加する場合に限る。）又はその申立て若しくは申出についての裁判に対する抗告（次号に掲げるものを除く。）の提起、却下の裁判の確定又は最初にすべき審問の期日の終了前における取下げ

五 上告の提起若しくは上告受理の申立て又は前号の申立て若しくは申出についての裁判に対する非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第七十四条第一項の規定による再抗告若しくは同法第七十五条第一項の規定による特別抗告の提起若しくは同法第七十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て、原裁判所（抗告の許可の申立てにあつては、その申立てを受けた裁判所。以下この号において同じ。）における却下の裁判の確定又は原裁判所が上告裁判所若しくは抗告裁判所に事件を送付する前における取下げ

六 支払督促の申立て、却下の処分確定又は電子支払督促の送達前における取下げ

三 前項の規定は、数個の請求の一部について同項各号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する請求についても納められたものであるときは、その限度においては、適用しない。同項第五号に掲げる申立てについて同号に定める事由が生じた場合において、既に納めた手数料の全部又は一部がなお係属する他の同号に掲げる申立てについても納められたものであるときも、その限度において、同様とする。

四 第一項及び第二項の申立ては、一の手数料に係る申立ての申立人が二人以上ある場合においては、当該各申立人がすることができ、その申立てをすることができ、事由が生じた日から五年以内になければならない。

五 第一項及び第二項の申立ては、その申立てをすることができ、事由が生じた日から五年以内になければならない。

六 第一項又は第二項の申立てについてされた裁判所書記官の処分に対しては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内に、その裁判所書記官の所属する裁判所に異議を申し立てることができる。

七 第一項及び第二項の申立て並びにその申立てについての裁判所書記官の処分並びに前項の規定による異議の申立て及びその異議の申立てについての裁判に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定（同法第二十七条及び第四十条の規定を除く。）を準用する。（再使用証明）

第十條 前条第一項及び第二項の申立てにおいて、第八条の規定により納めた収入印紙を当該裁判所における他の手数料の納付について再使用したい旨の申出があつたときは、金銭による還付に代えて、還付の日から一年以内に限り再使用をすることができ、旨の裁判所書記官の証明を付して還付すべき金額に相当する収入印紙を交付することができる。

二 前項の証明の付された収入印紙の交付を受けた者が、同項の証明に係る期間内に、当該収入印紙を提出してその額に相当する金額の金銭の還付を受けた旨の申立てをしたときは、同項の裁判所の裁判所書記官は、当該収入印紙の額に相当する金額の金銭を還付しなければならない。

三 前条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による裁判所書記官の処分について準用する。

第二節 手数料以外の費用

第十一條 次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。ただし、特定申立てに係る手続においては、第一号に掲げるもののうち、第十三条の料金に充てるための費用を納めることを要しない。

一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額

二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外で行う場合に必要と裁判所書記官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額

三 前項の費用を納めるべき当事者等は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、申立てによつてする行為に係る費用についてはその申立人とし、職権とする行為に係る費用については裁判所が定める者とする。

（予納義務）

第十二條 前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等はその費用の概算額を予納させなければならない。

二 前項の規定による予納は、最高裁判所規則で定めるところにより、現金をもつてしなければならない。

三 裁判所は、第一項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないときは、当該費用を要する行為を行わないことができる。

（郵便切手等による予納）

第十三條 裁判所は、郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用に限り、金銭に代えて郵便切手又は最高裁判所が定めるこれに類する証票（以下「郵便切手等」という。）で予納させることができる。

（裁判所書記官が行う手続に係る費用に関する特例）

第十三條の二 次に掲げる手続で裁判所書記官が行うものに係る費用についての第十一條第二項、第十二條第一項及び第三項並びに前条の規定の適用については、第十一條第二項及び第十二條第三項中「裁判所」とあるのは「裁判所書記官」と、同条第一項及び前条中「裁判所は」とあるのは「裁判所書記官は」とする。

一 担保権利者に対する権利行使の催告

二 口頭弁論に係る調書又は電子調書の更正

三 督促手続

四 訴訟費用、和解の費用又は非訟事件（他の法令の規定により非訟事件手続法の規定を準用することとされる事件を含む）、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第二十九条に規定する子の返還に関する事件の手続の費用の負担の額を定める手続

五 民事執行法第四十二条第四項に規定する執行費用及び返還すべき金銭の額を定める手続

六 少額訴訟債権執行（民事執行法第六十七條の二第二項に規定する少額訴訟債権執行をいう。以下同じ。）の手続

第三節 費用の取立て

第十四條 第十一條第一項の費用で予納がないものは、裁判、裁判上の和解、調停若しくは労働審判によりこれを負担することとされた者又は民事訴訟等に関する法令の規定により費用を負担すべき者から取り立てることができる。

（予納がない場合の費用の取立て）

第十五條 前条の費用の取立てについては、第十一條第二項の規定により費用を納めるべき者に対する場合にあっては記録の存する裁判所の決定により、その他の者に対する場合にあっては第一審の裁判所の決定により、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い強制執行をすることができる。この決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 第九条第七項の規定は、前項の決定について準用する。

(訴訟上の救助により納付を猶予された費用の取立て)

第十六条 民事訴訟法第八十三条第三項又は第八十四条の規定による費用の支払を命ずる裁判は、強制執行に關しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 民事訴訟法第八十五条前段の規定による費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

(準用)

第十七条 民事訴訟法以外の法令において準用する同法の規定により救助を受け納付を猶予された費用の取立てについては、前条の規定を準用する。

第三章 証人等に対する給付

(証人の旅費の請求等)

第十八条 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通訳人は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならない。

(説明者の旅費の請求等)

第十九条 民事訴訟法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第四十二条の三十二第二項の規定による説明者、民事訴訟法第八十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。

(調査の嘱託をした場合の報酬の支給等)

第二十条 民事訴訟等に関する法令の規定により調査を嘱託し、報告を求め、又は鑑定若しくは専門的な知識経験に基づく意見の陳述を嘱託したときは、請求により、報酬及び必要な費用を支給する。民事訴訟等に関する法令の規定により保管人、管理人若しくは評価人を任命し、又は換価その他の行為を命じたときも、他の法令に別段の定めがある場合を除き、同様とする。

2 民事訴訟法第二百二十二条の四第一項第一号の規定により文書（同法第二百三十一条に規定する物件を含む。）又は電磁的記録の送付を嘱託したときは、請求により、当該文書の写し又は電磁的記録の作成に必要な費用を支給する。

3 第十八条第三項の規定は、前二項の費用について準用する。

(旅費の種類及び額)

第二十一条 旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。

2 鉄道賃及び船賃は旅行区間の路程に應ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける線路又は船舶による旅行の場合には、運賃の等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所書記官が相当と認める等級の、運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所書記官が相当と認める等級の運賃）、急行料金（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のものには特別急行料金、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行料金又は準急行料金）並びに裁判所書記官が支給を相当と認める特別車両料金及び特別船室料金並びに座席指定料金（座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道百キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金に限る。）によつて、路程賃は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所書記官が定める額によつて、航空賃は現に支払った旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

(日当の支給基準及び額)

第二十二條 日当は、出頭又は取調べ及びそれらのための旅行（以下「出頭等」という。）に必要な日数に應じて支給する。

2 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

(宿泊料の支給基準及び額)

第二十三条 宿泊料は、出頭等に必要な夜数に應じて支給する。

2 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所書記官が定める。

(本邦と外国との間の旅行に係る旅費等の額)

第二十四条 本邦と外国との間の旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参酌して、裁判所書記官が相当と認めるところによる。

(旅費等の計算)

第二十五条 旅費（航空賃を除く。）並びに日当及び宿泊料の計算上の旅行日数は、最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の例により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

(鑑定料の額等)

第二十六条 第十八条第二項又は第二十条第一項若しくは第二項の規定により支給すべき鑑定料、通訳料、報酬及び費用の額は、裁判所が相当と認めるところによる。

(請求の期限)

第二十七条 この章に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料その他の給付は、判決によつて事件が完結する場合においてはその判決があるまでに、判決によらないで事件が完結する場合においてはその完結の日から二月を経過した日までに請求しないときは、支給しない。ただし、やむを得ない事由によりその期限内に請求することができなかったときは、その事由が消滅した日から二週間以内に請求した場合に限り、支給する。

(裁判官の権限)

第二十八条 受命裁判官、受託裁判官又はその他の裁判官が証人尋問その他の手続を行なう場合には、この章の規定による給付に關し裁判所が定めるべき事項は、当該裁判官が定める。ただし、当該裁判官が自ら定めることが相当でないときと認めるときは、この限りでない。

(第三債務者の供託の費用の請求等)

第二十八条の二 民事執行法第五十六條第二項若しくは第三項又は滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十一年法律第九十四号）第三十六條の六第一項（これらを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により供託した第三債務者は、次の各号に掲げる費用を請求することができるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 供託するために要する旅費、日当及び宿泊料 第二条第四号及び第五号の例により算定した額

二 供託所に出頭しないで供託することができるときは、供託に要する書類及び供託金の提出の費用並びに供託書正本の交付を受けるために要する費用 提出又は交付一回につき第二条第十八号の例により算定した額

三 供託に要する書類及び供託の事情の届出の書類の作成の費用 供託又はその事情の届出一件につき最高裁判所が定める額

四 供託の事情の届出の書類の提出の費用 提出一回につき第二条第十八号の例により算定した額

五 供託に要する書類で官庁その他の公の団体の作成に係るものの交付を受けるために要する費用 交付一回につき第二条第七号の例により算定した額

2 前項の費用は、第二十七条の規定にかかわらず、供託の事情の届出をする時までに請求しないときは、支給しない。

3 第一項の費用は、供託金から支給する。
(債務者の財産に関する情報の提供に要した報酬の請求等)

第二十八条の三 民事執行法第二百七条第一項又は第二項の申立てを認容する決定により命ぜられた情報の提供をした者は、報酬及び必要な費用を請求することができるものとし、その額は、最高裁判所が定めるところによる。

第四章 雑則

(郵便切手等の管理)

第二十九条 第十三条の規定により予納させた郵便切手等の管理に関する事務は、最高裁判所が指定する裁判所書記官が取り扱う。

2 前項の裁判所書記官の責任については、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）に規定する物品管理職員の責任の例による。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の郵便切手等の管理について必要な事項は、最高裁判所が定める。

(最高裁判所規則)

第三十条 この法律に定めるもののほか、民事訴訟等における証人等に対する裁判所の給付の実施その他この法律の施行に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。

(特例手数料還付事件に適用する規定)

第二条 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日から民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日の前日までの間に開始された特定申立てに係る事件及び特例執行文付与申立事件（民事執行法附則第五条に規定する特例執行文付与申立事件をいう。以下同じ。）における第九条第一項及び第二項の申立て、第十条第二項の申立て並びに第九条第六項（第十條第三項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申立てに係る事件（以下「特例手数料還付事件」という。）については、第九条第七項（第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、次条から附則第十条までに定めるところによる。

(特例手数料還付事件に関する電子調書の作成等)

第三条 裁判所書記官は、特例手数料還付事件の手続の期日について、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（附則第六条第二項及び第三項並びに第七条第一項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録することをもつて、これに代えることができる。

2 裁判所書記官は、特例手数料還付事件の手続について、電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これをファイルに記録しなければならない。

(特例手数料還付事件に関する電子調書の更正)

第四条 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

2 前項の規定による更正の処分は、最高裁判所規則で定めるところにより、その旨をファイルに記録しなければならない。

3 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分は、相当と認める方法で告知することによつて、その効力を生ずる。

4 第一項の規定による更正の処分又は同項の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から一週間の不変期間内にしなければならない。

(特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧等)

第五条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録（特例手数料還付事件の記録中次条第一項に規定する特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録を除いた部分をいう。以下この条において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 前項の規定は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。第五項において「録音テープ等」という。）に關しては、適用しない。この場合において、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物の複製を請求することができる。

3 裁判所は、当事者から前二項の規定による許可の申立てがあつた場合においては、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときを除き、これを許可しなければならない。

4 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

5 当事者は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録中当該当事者が提出した書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）又は録音テープ等については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を請求することができる。

6 特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、特例手数料還付事件に関する非電磁的事件記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

7 第三項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができ。

8 前項の規定による即時抗告が特例手数料還付事件の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

9 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができ。

(特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等)

第六条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録（特例手数料還付事件の記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条において同じ。）の内容を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧を請求することができる。

2 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる。

3 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容が特例手数料還

付事件に関する電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録中次に掲げる事項に係る部分については、当事者は、前三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等（第一項の規定による閲覧、第二項の規定による複写及び前項の規定による書面の交付又は電磁的記録の提供をいう。次項において同じ。）を請求することができる。

一 電子裁判書（附則第九条第一項に規定する電子裁判書であつて、ファイルに記録されたものをいう。）に記録されている事項

二 当該当事者がこの法律その他の法令の規定により最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録した事項

三 当該当事者が提出した書面等又は記録媒体に記載され、又は記録された事項を裁判所書記官が附則第八条第一項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十二条の十二第一項の規定又は附則第八条第二項において準用する同法第百三十二条の十三の規定によりファイルに記録した場合における当該事項

5 前条第三項、第四項及び第七項から第九項までの規定は特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧等の許可の申立てについて、同条第六項の規定は特例手数料還付事件に関する電磁的事件記録の閲覧及び複写について、それぞれ準用する。

（特例手数料還付事件に関する事項の証明）

第七条 当事者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

2 利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、前項の規定による請求をすることができる。

3 附則第五条第四項の規定は、利害関係を疎明した第三者から前項の規定による許可の申立てがあつた場合について準用する。

（特例手数料還付事件に関する電子情報処理組織による申立て等）

第八条 特例手数料還付事件の手続における申立てその他の申述（次項において「特例手数料還付事件に関する申立て等」という。）については、民事訴訟法第百三十二条の十、第百三十二条の十一及び第百三十二条の十二（第一項各号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同法第百三十二条の十第五項及び第六項並びに第百三十二条の十二第二項及び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第百三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「民事訴訟費用等に関する法律附則第十条において準用する非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十二條第一項ただし書」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と読み替えるものとする。

2 特例手数料還付事件の手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（特例手数料還付事件に関する申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイル（の記録については、民事訴訟法第百三十二条の十三（各号を除く。）の規定を準用する。）

（特例手数料還付事件に関する終局決定の方式及び電子裁判書）

第九条 特例手数料還付事件に関する終局決定は、電子裁判書（最高裁判所規則で定めるところにより、特例手数料還付事件における裁判の内容を裁判所が記録した電磁的記録をいう。以下同

じ。）を作成してしなければならない。ただし、即時抗告をすることができない決定については、最高裁判所規則で定めるところにより、主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記録した電磁的記録（第三項において「電子裁判書に代わる電磁的記録」という。）を作成し、又は電子調書に主文を記録することをもつて、電子裁判書の作成に代えることができる。

2 特例手数料還付事件に関する終局決定の電子裁判書には、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 主文

二 理由の要旨

三 当事者及び法定代理人

四 裁判所

3 裁判所は、第一項の規定により電子裁判書又は電子裁判書に代わる電磁的記録を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これらをファイルに記録しなければならない。

（特例手数料還付事件に関する非訟事件手続法の準用）

第十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、特例手数料還付事件の手続に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続法第二編の規定（同法第二十七条、第四十条及び第五十三条第一項後段の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十條第九十四條第三項及び第九十五條から第九十七條までの第四條第三項の規定は、非訟事件の手続の期日及び期間について準用する規定は、特例手数料還付事件（民事訴訟法）であるの、（呼出状の送達及び当該事件について二條に規定する特例手数料還付事件の出頭した者に対する期日の告知）と読み替えるものと件をいう。）の手続の期日及び期間について準用する	第三十條第九十四條第三項及び第九十五條から第九十七條までの第四條第三項の規定は、非訟事件の手続の期日及び期間について準用する規定は、特例手数料還付事件（民事訴訟法）であるの、（呼出状の送達及び当該事件について二條に規定する特例手数料還付事件の出頭した者に対する期日の告知）と読み替えるものと件をいう。）の手続の期日及び期間について準用する
---	---

第三十條第一編第五章第四節（第百條第二項、第三款及び第百十條第一編第五章第四節八條第一條を除く。）

第百十二條第一項本文中「前條の規定による措置を開始する第百九條の四第一項中「第百三十三條」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保二條の十一第一項各号」とあるの管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁は、「民事訴訟費用等に関する法律」前條の規定による措置を開始した」とあるのは「当該えて準用する第百三十二條の十一揭示を始めた」と、同法第百十三條中「書類又は電磁的記録」又は「電磁的記録」とあるのは「書類」と、「その訴訟の目的である請求又は防衛の方法」とあるのは「裁判を求める事項」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第百十一條の規定による措置を開始した」とあるのは「裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の揭示場への揭示を始めた

第五十條第三項	第百八十二條、第百八十五條第三項	第百八十二條
第百八十九條まで、第二百五條第二項	第百八十九條まで、第二百五條第二項	第百八十九條まで
第二百八條、第二百十五條第二項	第二百八條	第二百八條

附則（昭和五〇年二月二七日法律第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（昭和五四年三月三〇日法律第五号）

（施行期日）

1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

4 この法律の施行後に申し立てられた民事執行の事件に係るこの法律の施行前に生じた第四十八条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第二条第十三号及び第十四号に掲げる費用については、なお従前の例による。

附則（昭和五四年三月三一日法律第一〇号）

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

附則（昭和五五年五月一七日法律第五〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附則（昭和五五年五月一七日法律第五一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附則（昭和五五年五月二六日法律第六一号）抄

1 この法律は、昭和五十五年十月一日から施行する。

2 この去律の施行前こゝれた民事訴訟費用等に関する去律第九條第二項各号に掲げる申立てに係る（経過措置）

る手数料の還付については、なお従前の例による。

３　民事執行法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和五十四年法律第五号）附則第二項の規定により同法第四十八条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律（以下「旧民事

法」という。の規定によるものとされた旧法別表第一の上欄に掲げる申立てに係る手数料の額は、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の三倍の額とする。

附則（昭和五十七年八月二十四日法律第八二号）抄
（施行期日）
この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

2 この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、なお従前の例による。

附則（平成元年二月二日法律第九号）^抄

第一条 この去津は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

則（平成三年一〇月四日去律第九〇号）少

附 則
(平成三年一月四日法律第九〇号) 抄

第一条 この法律は、公有の目から走算して一年を走えたい範圍内において、政令で定める目から施行する。

附 則（平成四年六月五法律第七二号）

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成八年六月二一法律第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成八年六月二六法律第一〇八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成八年六月二六法律第一一〇号）抄

この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一五法律第二〇七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月一六法律第二二八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則（平成一二年二月一七法律第一五八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

附 則（平成一二年二月二二法律第二二五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（民法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十五条 この法律の施行前に和議開始の申立てがあつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 から十二まで 略

十三 民事訴訟費用等に関する法律別表第一の十二の項及び十七の項二

附 則（平成一二年一二月二九法律第二二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一三年四月二三法律第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成一四年七月三一法律第一〇〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一四年一二月一三法律第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一五年七月一六法律第一〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年七月一六法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年七月二五法律第二二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条（民事訴訟費用等に関する法律第四条第二項及び第七項の改正規定を除く。）及び第二章並びに附則第三条から第五条までの規定 平成十六年一月一日

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額に関する経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律（以下「新費用法」という。）

第二条の規定は、次項に定めるものを除き、附則第一条第二号に定める日（以下「一部施行日」という。）以後に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用について適用し、一部施行日前に申立てがされ、又は職権により開始された事件に係る費用については、なお従前の例による。

2 新費用法第二条第四号及び第五号の規定は、当事者等（当事者若しくは事件の関係人、その法定代理人若しくは代表者又はこれらに準ずる者をいう。）又はその代理人（法定代理人及び特別代理人を除く。）が一部施行日以後に行う期日への出頭及び一部施行日以後に出発する旅行について適用し、一部施行日前に行つた期日への出頭及び一部施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（過納手数料の還付に関する経過措置）

第四条 新費用法第九条第三項の規定は、一部施行日以後にされた同項各号に掲げる申立てに係る手数料の還付について適用し、一部施行日前にされたこれらの申立てに係る手数料の還付については、なお従前の例による。

（第三債務者の供託の費用の請求等に関する経過措置）

第五条 新費用法第二十八条の二の規定は、次項に定めるものを除き、一部施行日以後にされた第三債務者の供託について適用し、一部施行日前にされた第三債務者の供託については、なお従前の例による。

（新費用法第二十八条の二第一項第一号の規定は、一部施行日以後に出発する供託のための旅行について適用し、一部施行日前に出発した供託のための旅行については、なお従前の例による。）

附 則（平成一五年八月一法律第一三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年八月一法律第一三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年八月一法律第一三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年八月一法律第一三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年八月一法律第一三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年八月一法律第一三八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

定を除く。）の規定の施行の日前である場合には、当該施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律別表第一の八の二の項の規定の適用については、同項中「四千元」とあるのは、「三千円」とする。

附 則（平成一六年四月二二日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一六年五月二二日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年六月二二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五号第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年六月一八日法律第二一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、民事訴訟費用等に関する法律、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法及び著作権法の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前のこれらの法律の規定により生じた効力を妨げない。

附 則（平成一六年六月一八日法律第二一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附 則（平成一六年一一月一七日法律第一四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一六年一二月三日法律第一五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条の規定中民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）第三条第二項第一号の改正規定 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（民事訴訟費用等に関する法律に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行の日が労働審判法の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における民事訴訟費用等に関する法律第三条第二項の規定の適用については、同項中「第三百九十七号第三項」とあるのは、「第三百九十八号第一項（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）」とする。

（政令への委任）

第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年六月二九日法律第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成一七年五月二五日法律第五三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成一五年六月一九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成一五年六月二六日法律第六一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一五年七月三日法律第七二二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成一五年一一月二二日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和元年五月一七日法律第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十条の規定 公布の日

（政令への委任）

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年五月三一日法律第一八八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則（令和四年五月二五日法律第四八八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二号第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日

二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同法別表第一の一七の項イ(イ)の改正規定(「取消しの申立て」の下に「、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をするものの許可を求める申立て」を加える部分に限る。)、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第五十六条の改正規定、同法第五十七條第四項の改正規定、同法第六十一条第一項の改正規定、同法第六十一条の次に一条を加える改正規定、同法第六十五條第一項の改正規定、同法第六十六條第一項第一号の改正規定、同法第六十七條の十第一項の改正規定及び同法第六十七條の十四第一項の改正規定並びに附則第四十五條及び第四十八條の規定、附則第七十一條中民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十條第五項の改正規定、附則第七十三條の規定、附則第八十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)第三十條第四項の改正規定及び同法第三十六條第五項の改正規定並びに附則第八十六條、第九十一條、第九十八條、第百十二條、第百十五條及び第百十七條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(申立ての手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用に関する経過措置)

第二十五条 第四条の規定による改正後の民事訴訟費用等に関する法律(以下「第四条改正後費用法」という。第三條第二項及び第十一條第一項ただし書並びに別表第二の一の項から四の項まで、八の項、九の項及び一四の項から一六の項までの規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるものにおける申立ての手数料の額及び郵便物の料金又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二條第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同條第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同條第二項に規定する信書便の役務に関する料金に充てるための費用(以下この条において「郵便物の料金等」に充てるための費用」という。))について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたものにおける申立ての手数料の額及び郵便物の料金等に充てるための費用については、なお従前の例による。

(手数料の納付に関する経過措置)

第二十六条 第四条改正後費用法第八條の規定は、訴えに係る事件であつて施行日以後に提起されるもの並びに施行日以後に開始される民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件(訴えに係る事件を除く。)(次條及び附則第二十八條において「施行日以後の申立事件」と総称する。))における手数料の納付について適用し、訴えに係る事件であつて施行日前に提起されたもの並びに施行日前に開始された民事事件、行政事件及び家事事件に関する手続の申立てに係る事件(訴えに係る事件を除く。)(次條及び附則第二十八條において「施行日前の申立事件」と総称する。))における手数料の納付については、第四条の規定による改正前の民事訴訟費用等に関する法律第八條の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(手数料の還付に関する経過措置)

第二十七条 第四条改正後費用法第九條及び第十條(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後の申立事件における手数料の還付に係る事項について適用し、施行日前の申立事件における手数料の還付に係る事項は、なお従前の例による。

(旅費、日当及び宿泊料に関する経過措置)

第二十八条 第四条改正後費用法第二十一條第二項、第二十二條第二項、第二十三條第二項及び第二十四條(これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後の申立事件における旅費、日当及び宿泊料(本邦と外国との間の旅行に係るものを含む。以下この条において同じ。))の額について適用し、施行日前の申立事件における旅費、日当及び宿泊料の額は、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二百二十六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事訴訟法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (令和四年六月一日法律第五十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中消費者契約法第十三條第五項の改正規定、同法第十四條第二項第八号の改正規定、同法第十八條の改正規定、同法第十九條の改正規定、同法第二十條第四項の改正規定、同法第三十一條の改正規定、同法第三十四條の改正規定、同法第三十五條の改正規定、同法第五十條の改正規定、同法第五十一條の改正規定、同法第五十二條第一項の改正規定及び同法第五十三條の改正規定並びに第二條の規定並びに次條第五項から第七項まで並びに附則第三條、第四條及び第七條から第九條までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (令和五年四月二八日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和五年四月二八日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則 (令和五年四月二八日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七條の規定 公布の日

(政令への委任)

第七條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

附則 (令和五年六月一四日法律第五三号)

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八條の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五項の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一條第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一條第一項第三号の改正規定、同法第八十一條第一項第三号の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定(民法第九十八條第二項及び第百五十一條第四項の改正規定を除く。)、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十

二 控訴の提起（四の項に掲げるものを除く。）	一の項により算出して得た額の 一・五倍の額
三 上告の提起又は上告受理の申立て（四の項に掲げるものを除く。）	一の項により算出して得た額の 二倍の額
四 請求について判断をしなかつた判決に対する控訴の提起又は上告の提起若しくは上告受理の申立て	二の項又は三の項により算出して得た額の二分 の一の額
五 請求の変更	変更後の請求につき一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における請求の変更にあつては、一の項）により算出して得た額から変更前の請求に係る手数料の額を控除した額
六 反訴の提起	一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項）により算出して得た額。ただし、本訴とその目的を同じくする反訴については、この額から本訴に係る訴訟の目的の価額について一の項（請求について判断した判決に係る控訴審における反訴の提起にあつては、二の項）により算出して得た額を控除した額
七 民事訴訟法第四十七条第一項又は第五十二条第一項の規定による参加の申出	
八 再審の訴えの提起（簡易裁判所及び地方裁判所に提起するものを除く。）	四千元
八 仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは第四十九条第一項の規定による申立て、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第十六号）第五条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二十七条の二第一項の規定による申立て	四千元
九 イ 不動産の強制競売若しくは担保権の実行としての競売の申立て、債権の差押命令の申立てその他裁判所による強制執行若しくは競売若しくは収益執行の申立て（一〇の項イに掲げる申立て及び民事執行法第百五十三条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による差押命令の申立てを除く。）又は金銭債権の差押処分申立て ロ 強制管理の方法による仮差押えの執行の申立て	四千元
〇一 イ 民事執行法第百六十七条の十五第一項、第百七十一条第一項、第百七十二條第一項、第百七十三条第一項若しくは第百七十四条第二項の強制執行の申立て又は同法第百九十七条第一項若しくは第二項の財産開示手続実施の申立て ロ 民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全命令の申立て ハ 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百八条第一項の規定による申立てその他の登記又は登録に係る法令の規定による仮登記又は仮登録の仮処分命令の申立て又は申請 ニ 破産手続開始の申立て（債権者がするものに限る。）、更生手続開始の申立て、特別清算開始の申立て、外国倒産処理手続の承認の申立て、責任制限手続開始の申立て、責任制限手続拡張の申立て又は企業担保権の実行の申立て 三 再生手続開始の申立て	二万円 二万円 一万円
三 一 借地借家法第四十一条の事件の申立て又は同条の事件における参加の申出（申立人として参加する場合に限る。）	借地借家法第七條第二項の規定による裁判を

					る事項の価額が千万円を超え十億円までの部分その価額百万円までごとに千二百円	
					(五) 調停又は労働審判を求める事項の価額が十億円を超え五十億円までの部分その価額五百万円までごとに四千元	
					(六) 調停又は労働審判を求める事項の価額が五十億円を超える部分その価額千万円までごとに四千元	
					変更後の申立てにつき一四の項により算出して得た額から変更前の申立てに係る手数料の額を控除した額	
					八百円	
					千二百円	
					イ 仲裁法第十二条第二項、第十六条第三項、第十七条第二項から第五項まで、第十九条第四項、第二十条、第二十三条第五項又は第三十五条第一項の規定による申立て、民事執行法第二百五条第一項、第二百六条第一項又は第二百七条第一項若しくは第二項の規定による申立て、非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第十条第一項から第四項まで又は第十条の二の規定による申立て、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第二百二十二条第一項の規定による申立て、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第	
					六 一	
					七 一	
					一 の 二	
					イ 十三条の申立てその他の裁判所の裁判を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（この表の他の項に掲げる申立てを除く。） ロ 非訟事件手続法の規定による参加（一三の項に掲げる参加を除く。）の申出（申立人として参加する場合に限る。） 消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第三十三条第二項の債権届出	
					一個の債権につき千円	
					五百円	

のための保全処分の申立て、同法第七十七条第一項の規定による最高価買受
申出人若しくは買受人のための保全処分の申立て、同法第七十八条第六項の
規定による裁判所書記官の処分に対する異議の申立て、同法第八十三条第一
項の規定による不動産の引渡命令の申立て、同法第一百五十一条の規定に
よる船舶国籍証書等の引渡命令の申立て、同法第一百七十七条第一項の規
定による強制競売の手続の取消しの申立て、同法第一百八十一条の規定に
よる船舶の航行の許可を求める申立て、同法第二百七十七条第一項の規
定による差押物の引渡命令の申立て、少額訴訟債権執行の手続における裁判所書記官の執行
処分に対する執行異議の申立て、少額訴訟債権執行の手続における裁判所
書記官に対する配当要求、同法第六十七條の十五第三項の規定による申立
て、同法第六十七條第二項の規定による申立て、同法第六十七條第三項
若しくは第六項の規定による申立て、同法第八十七條第一項の規定による
担保不動産競売の開始決定前の保全処分若しくは同条第四項の規定によるそ
の取消しの申立て又は同法第九十条第二項の動産競売の開始の許可の申立
てハ 民事保全法の規定による保全異議の申立て、保全取消しの申立て、同法
第二十七條第一項の規定による保全執行の停止若しくは執行処分の取消しを
命ずる裁判を求める申立て、同法第四十二條第一項の規定による保全命令を
取り消す決定の効力の停止を命ずる裁判を求める申立て又は保全執行裁判所
の執行処分に対する執行異議の申立て

ニ 参加（破産法、民事再生法（平成十一年法律第二百一十五号）、会社更生
法（平成十四年法律第五十四号）、金融機関等の更生手続の特例等に関する
法律（平成八年法律第九十五号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律
（昭和五十年法律第九十四号）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法
律第九十五号）の規定による参加及び七の項、一三の項、一五の項、一五の
二の項又は一六の項に掲げる参加を除く。）の申出又は申立て

ホ 破産法第八十六條第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同
法第九十二條第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第
二百四十八條第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五
十六條第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第四十八條第一項の規
定による担保権消滅の許可の申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の
保護等に関する法律第十六條第三項若しくは第十七條第一項若しくは第三項
の規定による申立て、借地借家法第四十四條第一項ただし書の規定による弁
護士でない者を手続代理人に選任することの許可を求める申立て、労働審判
法第四條第一項ただし書の規定による弁護士でない者を代理人に選任するこ
との許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関す
る法律第七條第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若し
くは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九
号）第三十九條第一項の規定による申立て、特許法（昭和三十四年法律第百
二十一号）第五十五條の四第一項若しくは第五十五條の五第一項の規定によ
る申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第一百十四條の六第一項若し
くは第一百十四條の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年
法律第四十七号）第十條第一項若しくは第十一條第一項の規定による申立て、
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五
十四号）第八十一條第一項若しくは第八十二條第一項の規定による申立て、種
苗法（平成十年法律第八十三号）第四十條第一項若しくは第四十一條第一
項の規定による申立て、家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令
和二年法律第二十二号）第十一條第一項若しくは第十二條第一項の規定によ
る申立て又は仲裁法第四十九條第七項の規定による申立て

別表第二（第三条、第四条関係）		の	
上欄	下欄	（1）から（3）まで以外のも	（4）
八 一 執行官の執行処分又はその遅怠に対する執行異議の申立て ト 最高裁判所の規則の定めによる申立てのうちイ又はロに掲げる申立てに 類似するものとして最高裁判所が定めるもの ハ 七条第二項、非訟事件手続法第七十七の項又は一六の項に掲げる申立てにつ ての手数料の額 ニ 七条第二項、家事事件手続法第九十七條の二の項又は一六の項に掲げる申 立ての裁判（抗告裁判所の裁判を含む）の一・五倍の額 三 第二項若しくは国際的な子の奪取の民（一）に対するもの 四 事上の側面に関する条約の実施に関する 五 法律第十一條第二項の規定による 六 抗告の許可の申立て	イ及びロに掲げる額の合算額 イ 訴訟の目的の価額に応じて、次に定めるところ により算出して得た額 （一） 訴訟の目的の価額が百万円までの部分 その価額十万円までごとに 千円 （二） 訴訟の目的の価額が百万円を超え五百万円ま での部分 その価額二十万円までごとに 千円 （三） 訴訟の目的の価額が五百万円を超え千万円ま での部分 その価額五十万円までごとに 二千円 （四） 訴訟の目的の価額が千万円を超え十億円まで の部分 その価額百万円までごとに 三千円 （五） 訴訟の目的の価額が十億円を超え五十億円ま での部分 その価額五百万円までごとに 一万円 （六） 訴訟の目的の価額が五十億円を超える部分 その価額千万円までごとに 一万円 ロ 二千五百円（電子情報処理組織を使用する方法 による申立てをする場合にあつては、千四百円）。	（1）から（3）まで以外のも の	（4） 千円
		（3） 抗告 （一） 民事保全法の規定による保全 （二） 一〇の項ロに掲 げる申立手数料 の額の一・五倍 の額	（4） 千円

法律第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定による申立て	
二 最高裁判所の規則の定めによる申立てのうちイに掲げる申立てに類似するものとして最高裁判所が定めるもの	
一四 行政事件訴訟法の規定による執行停止の申立て又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立てについての裁判（抗告裁判所の裁判を含む。）に対する抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て	五千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、三千九百円）
一五 一四の項に規定する裁判以外の裁判に対する抗告の提起又は民事訴訟法第三百三十七条第二項の規定による抗告の許可の申立て	三千円（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千九百円）
一六 民事訴訟法第三百四十九条第一項の規定による再審の申立て	二千七百元（電子情報処理組織を使用する方法による申立てをする場合にあつては、千六百元）
この表の各項の上欄に掲げる申立てには、当該申立てについての規定を準用し、又はその例によるものとする規定による申立てを含むものとする。	
別表第三（第七条関係）	
項上欄	下欄
一 事件の記録の閲覧、謄写、複製又は複写（事件の係属中に当事者等が請求するものを除く。）	一件につき百五十円
二 事件の記録の正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した電磁的記録の提供若しくは当該事項を証明した電磁的記録の提供	用紙一枚につき百五十円（事件の記録中電磁的記録部分に記録されている事項を証明した電磁的記録の提供をする場合にあつては、一件につき二千二百円）
三 事件に関する事項を証明した書面の交付又は当該事項を証明した電磁的記録の提供	一件につき百五十円（事件の記録の写しについて原本（事件の記録が電磁的記録で作成されている場合にあつては、当該電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力したときのその書面。以下同じ。）の記載と相違ない旨の証明に係るものについては、原本十枚までごとに百五十円）
四 執行文の付与	一通につき三百円